

『隋書』倭国伝の外交と『日本書紀』推古紀の外交との相反

大墨伸明

はじめに

『隋書』倭国伝の倭王・多利思比孤が「日出ずる処の天子」と自称し、隋の煬帝が悦ばなかったことはよく知られる。^[1]しかし、同時期の『日本書紀』推古朝は女帝の時代にあり、倭王が誰にあたるのかは定説がない。そもそも冠位十二階や十七条憲法も誰が制定したのか疑問も多く、聖徳太子を虚像とする説も浸透している。この日本古代史の有名な人物が登場し活躍する二つの史書の外交記録には齟齬が多くあり、様々な研究が重ねられてきたものの定説を見るに至っていない。『隋書』倭国伝は対等外交の性格が明らかであるし、一方『日本書紀』推古紀には朝貢外交の色彩が濃い。二つを整合させることは困難がともなうかにみえる。

本論では、二つの史書の記録を同一の国家間の外交とする「前提」を疑い、その上でまずは『隋書』が描き出す「日出ずる処の天子」を自称する王「多利思比孤」の外交の特徴を考えてみたい。すでに天子自称の国書について、『隋書』突厥伝との関係が指摘されている。突厥伝の外交と対比して倭国外交の性格を浮かびあがらせ、隋朝の四夷夷蛮国の関係の中に倭国をみた。その上で、『日本書紀』の同時期の外交記録とも対比し、その性格の違いに注目した。

その結果、第一に『隋書』突厥伝においては「天子」を自称し「致書」を使う沙鉢略可汗をして、隋の「臣」と称させるに至る過程が徳化の成果として記されていた。倭国伝においても同じく「日出処天子」を自称し「致書」とした倭王は、隋皇帝の「宣諭」を受けるも、外交関係を「遂に絶」った王であった。第二に、突厥伝の沙鉢略可汗は隋皇帝に臣属すると、「天に二日無し」と隋皇帝を讃える。これは「天子自称」を転換して臣属に転換する表明でもあった。一方『日本書紀』は推古紀以降「天に二日無し」を大いに説き、天皇の如き振舞いをする蘇我氏を批判するのであった。これは倭国王・多利思比孤の隋皇帝に対する態度と正反対のものとみなさざるを得ない。『日本書紀』は『隋書』の記述とその意味を十分に理解した上で編纂されており、外交記事の齟齬の理解に新視点を与える。第三に、突厥は啓民可汗の時代になると、隋の離間政策により一層臣属関係を強くするが、煬帝の啓民可汗を称賛する「詔」と推古紀の裴世清が言上した「書」とは極めて近い内容であった。倭皇（『書紀』の天皇）は煬帝の徳化を受容した王ととらえかえすことが可能である。

こうして、『隋書』の倭国伝と突厥伝とを対照した時、多利思比孤の姿勢は突厥の対等外交時代と対応し、推古紀の裴世清の「書」は突厥の臣属時代と対応していることが鮮明となった。多利思比孤の外交と推古朝の外交とは、決して同一実体による外交とみなすことはできない。むしろ、対極に位置する性格を持つ外交関係であり、実体の異なる外交記録とみなさざるをえない。

はじめに 注

[1] 『百衲本二十四史』や『武英殿二十四史』などでは、帝紀の2か所は「倭」と、音楽志、列伝全体の14か所は「倭」とあるが、本論ではすべて「倭」と表記する。また、その王「多利思比孤」も「多利思比孤」と記す。その理由は第四章でふれたい。

第一章 「遣隋使」の回数をめぐる混乱とその背景

(1) 「遣隋使」を記す二つの史書

「遣隋使」を研究するための基本史料は言うまでもなく『隋書』倭国伝である。また、『日本書紀』推古紀にも同時期に小野妹子らの派遣記録があり、古くからそれがどのように対応する記録なのかが問題とされてきた。[1] 近年、氣賀澤保規氏によりこの両書の関係記事をめぐって取り上げられてきた論点が、以下のように整理されている。[2] 『隋書』倭国伝は以下 13 項目があげられる。(以下、筆者の要約)

- ①「開皇二十年(600)の遣使。「倭国伝」にあつて『日本書紀』にないが、存在の論証は十分か。
- ②倭王「阿毎の多利思比孤」は誰か。
- ③「天は兄、日は弟」の論理の由来は。また隋の高祖の「訓えて之を改めしむ」の理解は。
- ④倭王(男)と推古天皇(女帝)との、「利歌弥多弗利」と厩戸皇子(聖徳太子)との関係は。
- ⑤『隋書』の「内官十二等あり」は開皇二十年(600)で、『日本書紀』の「冠位十二階」は推古十一年(603)実施という齟齬。
- ⑥倭の風俗・生活様態が未開的で民度の低い社会様態である意味。
- ⑦「阿蘇山」があり「九州方面の地方豪族説」が生まれるが、地方性の象徴でよいか。
- ⑧「新羅・百濟は皆倭を以て大国と為す」の実態、小中華説は可能か。
- ⑨「海西の菩薩天子」とは誰を指しているのか、文帝か煬帝か。「沙門数十人」の信用性と『日本書紀』の人数等との関係は。
- ⑩国書の「日出ずる処の天子」と煬帝の「不悦」「無礼」との関係は、隋は何を非難したのか。
- ⑪文林郎裴世清を倭国に使いせしめた理由・目的はなにか。
- ⑫裴世清に、倭王は「大いに悦」び「大隋」は「礼儀の国」、「我は夷人」としたのは「180度近い転換」か。
- ⑬最後の「遂に絶つ」以降も遣使があつた可能性が高い、どのように理解するか。

これらの問題の項目は実に多く、広い領域に及んでいることがわかる。これまで積み重ねられてきた研究の歴史により、収斂されるのではなく逆に矛盾が広がってきた印象がある。本論では端的に二つの史書の整合を問うため、遣使の回数問題を取りあげたい。

(2) 派遣された「遣隋使」の回数は何回だったのか

開皇二十年(600)の倭国からの遣使に、高祖文帝は「所司をしてその風俗を訪とわし」め、それが『隋書』倭国伝に記録されている。倭の王室、行政・軍事制度、服飾、武器、刑罰、風俗婚姻、葬礼など多岐にわたる新しい知見であつた。この重要な遣使の記事が実は『日本書紀』にはまったく触れられていない。外交記録だけでなく、隋朝が知つた倭国の国内の様子自体がまったく見当らないのである。また、倭国伝の大業三年(607)から四年(608)の記事に対して、推古紀にも小野妹子の派遣記事がある。その関係をめぐっては様々な議論が重ねられてきているが、両史書はくい違いが多いものの、ほとんどが同一の事実とみなしている。

こうした状況で「遣隋使」の回数は依然として混乱している。主要な事典の記述からそれを見ると、『日本大百科全書』『国史大辞典』は6回とし、3回・4回・5回説もあるとする。『ブリタ

ニカ国際大百科事典』、『旺文社日本史事典』、『世界大百科事典』は4回説をとり、『精選版日本国語大辞典』は3回とする。こうした違いは遣使回数の研究史を整理した坂元義種氏によれば、以下の根拠によるものとされる。[3] 伝統的な3回説は『日本書紀』推古紀を根拠にして唱えられているもので、推古一五年(607)、推古一六年(608)、推古二二年(614)を数えるものである。4回説はその3回に、推古紀にはない『隋書』倭国伝の開皇二十年(600)を加え、4回とするもので、現在優勢な説になっているという。また、『隋書』煬帝紀の大業六年(610)の遣使をさらに加え、5回とする説が生まれるという。6回説は『日本書紀』の三回に『隋書』の開皇二十年(600)、大業四年(608)、大業六年(610)も加え、それぞれ皆遣使があったとするものである。このように、『日本書紀』を重視した上で、『隋書』をどのように評価するか、『隋書』の倭国伝と帝紀との違いをどのように評価するのか、「遣隋使」回数の見解はこうして分かれるのである。600年は『書紀』にはなく614年は『隋書』にはないなど、片方にしか記録されない派遣も回数に加えたり、年次は一致するものの内容が異なる607年～608年の記録を、あらかじめ同一外交と判断することが問われよう。

このように、回数の混乱は二つの史書を同一の外交とみなしたうえで、各史料の評価の違いにより生まれているのである。問題は多くの疑問が残されているにもかかわらず、あらかじめ同一実体の派遣があったとみなしていることにある。[4]

(3) 『日本書紀』がふれない開皇二十年(600)の遣使

開皇二十年(600)の倭国の遣使は「ヤマト朝廷」の遣使なのか否かは、古くは本居宣長が朝廷の遣使ではないと指摘して以来、多くの歴史家が言及してきた問題である。宣長は『馭戎慨言』で「西のほとりの国人」によるものであり天皇の使いではないとした。[5]

(開皇二十年の遣使は)まことの皇朝の御使にあらず。そのよしは下にいふべし。すべて上の件のもろこしの書どもに。大御国のありさまなどをしるせることどもを見るに。あるひは韓人のつて。又西のほとりの国人の。いへるをきよ。あるひは又かしこの使などの来て。みずから物せしも。たゞ筑紫わたり。西のかたそはを見たるのみにて。なべてのさまくはしき事をばしらずていへる故に。いずれもみだりにて。ひがごとがち也。

また、大業三年(607)の遣使は『日本書紀』推古十五年(607)の記録にもあり、これを最初の遣使とする宣長は開皇二十年については以下の問題点をあげる。[6]

(推古)天皇は。姫尊にましませば。もとより此御名(多利思比孤)おひ給ふべくもあらず。

又かの開皇の時に。御使つかはし事も。書紀にみえず。かれこれうけがたきによりて。一つめは「此の御名」多利思比孤という名が女性天皇にふさわしくないこと、二つめは書紀に記録されていないこと、二点をあげて信じられないこととする。こうして派遣した実体は「西辺」の九州の勢力ではないかと考えた。そして、『日本書紀』にいくつかの違いはあるものの「日出処天子云云」の『隋書』大業三(607)年の記事は推古十五年(607)の妹子臣の派遣であるとした。このように宣長は『日本書紀』の記述の忠実にしたが、隋との外交関係を理解しようとした。朝廷の記録である『日本書紀』の語るところを重視するという、宣長にとっては理にかなった解釈といえる。

『馭戎慨言』は「からごころ」を批判する意図を持って記されたとされる。その思想的背景の

問題はここでの課題ではないが、『日本書紀』の文献解釈においては評価されるべきで、中国史書の記述にも目を配った軽々に否定しがたい見識と言わざるを得ない。[7]

この『馭戎慨言』は幕末から明治時代に入ってから影響は大きく、多くの国学者・歴史家に影響を与えた。『日本書紀』が記載していないことについては津田左右吉も留意していた。津田といえば、『日本書紀』の「造作」「潤色」を論じ「机上の製作」を説くことがよく知られるが、推古紀のうち「冠位制定」や「隋との交通」などは確かな事実とする。にもかかわらず、以下のような注意も促している。

書紀編纂の時には隋書が舶載して来ていたので、それは雄略紀の編者が此の書の記載を取っていることから明らかであるが、それにもかかわらず、隋との交渉に関する推古紀の記録に於いて、此の書を参考したらしい形迹が見えないことも、考ふべきである。[8]

雄略紀編者は「隋書の記載」を採っていることから、編者は『隋書』を利用できたことは明らかであるにもかかわらず、どうして推古紀の遣使記事には「形迹が見えない」のか、造作説の津田にとって難問だったとみられる。

他方、宣長の見解を評価したのが晩年の坂本太郎である。宣長説に従い「大和朝廷の派遣した使節ではなく、どこか九州・山陽あたりの豪族が私的に派遣した使」とし、「私を含めて今日通行の学説は考え直さねばなるまい」とまで明言した。[9] その根拠に、『日本書紀』に記録が残されていない点をあげる。坂本は当初、開皇二十年の遣使は「外交機関が整わず、(聖徳)太子の私的な使節」としていた。しかし、推古八年(開皇二十年)の場合だけ記録がないことは不自然であり、聖徳太子の私的派遣としても「真に人を納得させる力」がないと認め、「西辺豪族派遣の私使」を説いたのである。今日の通説がこの開皇二十年の遣使をもって推古天皇の朝廷が隋に派遣した国使と見ているという「常識」に対して、あえて異論を提出している。これは戦後の日本古代史の泰斗とされる坂本氏の大きな転換であった。その論拠は『隋書』には開皇二十年の記事があるが、『日本書紀』にはないという点であった。[10] こうして、600年の遣使が、『日本書紀』にあらわれないという問題は残されたままとなっている。倭国の遣使は誰が派遣したのかという問題として漂いつづけているのである。[11]

(4) 『隋書』と『日本書紀』遣使記録のくい違い

次に607年・608年の問題を取り上げたい。二つの史書が記載する年月が近いこともあり一般には同一の外交記録とみなされることが多い。しかし、遣使の出発と到着の日時、郊労の日時・人員・氏名・様子の違いなど事細かく食い違い、何より「国書」の有無が違う。『隋書』倭国伝大業三年(607)の遣使朝貢では有名な国書が記される。

その国書に曰く、「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙無きや、云云」と。

帝、之を覽て悦ばず、鴻臚卿に謂いて曰く、「蛮夷の書、無礼なる者あり、復た以て聞する勿れ」と。

この国書を「無礼」としたうえで、「復た以て聞するなかれ」と皇帝の強い反発を記録している。この『隋書』の記述は、同時代の『北史』にとどまらず、『通典』『資治通鑑』『太平御覧』に繰りかえしあらわれ、中国では何度も確認される重要な問題だったとみられる。この事件を受け、翌年の大業四年(608)煬帝は文林郎裴清[12]を「宣諭」のため派遣した。この大業三年の

国書はその本文は残されていないが、「天子」の自称や対等関係の書翰につかう「書を致す」・「恙無きや」という表現が隋皇帝にとっては問題だったとされる。[13] この様に国書で「天子」、「致書」を用いるのは 584 年の突厥の沙鉢略可汗の書に見られ、その対等外交に準じたものとされる。倭王の隋朝に対する政治的態度に煬帝は怒りを表したのである。

一方『日本書紀』は、推古十六年（608）九月に帰国する裴世清に、天皇から「唐帝」に聘へず辞を載せている。

その辞に曰く「東の天皇、西皇帝に敬白す。使人鴻臚寺掌客裴世清等至りて、久しき憶^{おもい}方に解けぬ。季秋^{きしゅう}（九月）、薄^{ようやく}に冷^{ひや}すずし。尊、何如に。想うに清念^{おだやか}に。此れは即ち常の如し。今、大礼蘇因高・大礼乎那利等を遣わし往でしむ。謹んで白す。具^{つぶさ}ならず。」という。

推古朝の外交は「国書」でなく「辞」であり、「皇帝」に対する「天皇」の位取り、「敬白」「謹白」という敬語や「尊」という敬称を使用など、隋朝に対する敬意が確認できる。倭国・多利思比孤の外交にはまったく見うけられない。二つの性格は大きく異なり、同一の外交とみなすことは難しいかにみえる。

これまでは『日本書紀』の描く推古朝の外交記録を基礎にして、その上に『隋書』倭国伝の記事を無理やり重ね合わせたり、それが難しければ並立させたりして、「遣唐使」の回数を数え上げてきた。こうして複雑な回数パターンが誕生することになった。ここでは、両書があらかじめ同一の外交事実を記したという前提をはなれ、『隋書』では倭国をどのような国として評価していたかを、まず知ることから始めたい。

第一章 注

- [1] ほとんどの研究者が同一外交の記録と疑わないのが実情である。古田武彦氏は「日本書紀の史料批判」（『文芸研究』九十五集、1980年）において、『失われた九州王朝』などであげた諸問題に加え、推古朝外交が対「唐」外交であることを明らかにし、倭国は推古朝とは別個の王朝であると論じた。同時に、この論証により推古紀の外交記事を十年余進めて唐代の出来事と捉え、推古朝の「遣唐使」はなかったとした。しかし、ここでは『日本書紀』の記述と『隋書』突厥伝・倭国伝との対照性に注目し、書紀の説く年次に沿ったところの政治性を考察した。「唐」国名問題は残された課題としたい。
- [2] 氣賀澤保規『遣唐使がみた風景－東アジアからの新視点－』（八木書店 2012年）p15～
- [3] 坂本義種「遣唐使の基礎的考察－とくに遣使回数について－」『日本古代の国家と宗教』下井上薫教授退官記念会編 吉川弘文館 1980年
- [4] 第一章末尾の『日本書紀』と『隋書』の「遣唐使」関係年表を参照のこと
- [5] 『本居宣長全集』第八巻 p41
- [6] 『同上』 p42
- [7] 本居宣長は「卑弥呼」については「筑紫の南のかた」の「熊襲などのたぐひ」とした。『宋書』の倭武の上表文は韓の「日本府の卿などのわたくしのしわざ」と考え、『隋書』の地理表記は「韓人また西のほとりの国人」の発言、もしくは隋使が「筑紫わたり西のかたそはを見たる」と論じている。これらを宣長は「ひがごと」（間違い）と繰り返すが、それは朝廷

ではなく九州のことを記したものに過ぎないという主旨である。この意味で遣使の実体論の嚆矢は宣長であり、『日本書紀』が語らないという事実は問題の鍵でもある。

- [8] 津田左右吉『日本古典の研究』下 (津田左右吉全集第二巻 p138)
- [9] 坂本太郎『日本書紀』と『隋書』『国学院雑誌』七七一三、『坂本太郎著作集』第二巻 1980年所収
- [10] 佐伯有清は『史学雑誌』「1980年の歴史学会—回顧と展望 古代—」(第90編第5号)で、坂元太郎の既出の論文を取り上げ「開皇二〇(六〇〇)年の遣隋使は、九州豪族による派遣とする説」を紹介する。また続けて、600年の遣使が書紀にみいだせない問題を「九州王朝にかかわるものとする」古田武彦「日本書紀の史料批判」(『文芸研究』九五)を取り上げ、以下のように評している。推古紀の近辺に「十年以上の誤差」があるという論証に「古田氏の論には説得力があるかのごとくである」としたうえで、二点を疑問にあげる。「どうして彼の大業三年の遣使および同四年度の裴世清の派遣と、推古十五年度の遣使および同十六年の裴世清の来日ならびに遣使とが、年次的に一致するのであろうか。」「また推古紀の編者が『隋書』を見たならば、なぜ開皇二〇年度の遣使を、推古紀八年に取りあげなかったのかという古くて新しい問題に逢着する。」としている。600年遣使の派遣実体問題は未解明の課題といえよう。
- [11] 河内春人氏は『日本古代君主号の研究』(八木書店 2015年 第二部第四章 p210~211)において、遣隋使の派遣回数の見解が分かれる原因を整理し、「a 六〇〇年の遣使の存否、認められる場合にはその実体」と派遣実体問題の所在について指摘している。にもかかわらず「a 六〇〇年の遣使の有無について『日本書紀』に記事がないということが根拠にならないということはいうまでもない」と、折角の提起ではあるが実体解明にはにべもない。
- [12] 『隋書』は文林郎裴清とあるが、以下諱説により裴世清と記す。
- [13] この「国書」の問題は古くから研究があり、内容に立ち入ってまとめることはできないが、キーワードとして三つのことばが問題点であることは異論ないと考える。なお、以下の著作を参考にした。栗原朋信『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館昭和53年9月、中村裕一『唐代制勅研究』汲古書院1992年1月、増村宏『遣唐使の研究』同朋舎昭和63年12月、金子修一『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会2001年1月

表1 『日本書紀』と『隋書』の「遣隋使」関係年表

西暦	『日本書紀』推古紀(3回)	『隋書』帝紀(2回)	『隋書』倭国伝(3回)
600			開皇二十年、倭王姓は阿每、字は多利思比孤、阿輩雞彌と号す。 <u>遣使して闕に詣る。</u> ⊖
607	①推古十五年七月庚戌、大礼小野臣妹子を <u>大唐に遣わす。</u> 鞍作福利を以て通事と為す。		大業三年、其の王多利思比孤、 <u>遣使して朝貢す。</u> ⊖ その国書に曰く「日出ずる処の天子…」
608		(大業四年三月壬戌) 百	

608	推古十六年夏四月、小野臣妹子、大唐より至る。大唐の使人裴世清・下客十二人、妹子臣に従いて筑紫に至る。	済・倭・赤土・迦羅舍国、 並びて <u>遣使して方物を貢す。</u> ①	<p>明年（大業四年 608）、上、文林郎裴清を遣わし倭国に使せしむ。……既に彼の都に至る(A)。其の王清と相見え、大いに悦んで曰く、「我聞く、海西に大隋礼儀の国…」</p> <p>…また、使者をして（裴世）清に随い来て(B)<u>方物を貢せしむ。</u>③この後遂に絶つ。</p>
608	六月丙辰、客等、難波津に泊れり。		
608	八月癸卯、唐客入京す(a)。		
608	九月辛巳、唐客裴世清罷り帰る(b)。則ち復 <u>小野妹子臣を以て大使とす。</u> ②		
609	推古十七年九月、小野臣妹子等、大唐より至る。		
610		(大業六年正月)倭国 <u>遣使して方物を貢す。</u> ②	
614	推古二十二年六月、犬上君御田歙らを <u>大唐に遣わす。</u> ③		
615	推古二十三年九月、犬上君御田歙ら、大唐より至る。		

※丸数字は各文献の遣使回数、a・Aは裴世清来訪、b・Bは帰国の時期をしめす。

第二章 『隋書』突厥伝にみる突厥可汗の臣属化

(1) 沙鉢略可汗の天子自称とその顛末

『隋書』の四夷の周辺国の王で「天子」を自称したのは、突厥と倭国だけである。突厥伝にはその突厥が「臣」と称するに至る経緯が詳しく記されている。北朝を統一し 581 年に隋が建国した頃、突厥では沙鉢略いしゅばら可汗が即位した。はじめ天子を自称して書翰を文帝におくっていた沙鉢略可汗は後に「大隋天子の奴」と称する臣属関係に劇的に変化した。突厥内部を東西に分裂させる隋の「離間」政策が功を奏したもので、それを『隋書』では詳細に描き、徳化の成果を誇示しているかに見える。そこで、突厥伝のその顛末を詳しくみて、隋朝が天子自称の夷蛮国にどのように対応してきたのかをみていきたい。

もともと隋の北朝統一以前は北周と北齊が拮抗しており、相互に突厥に軍事的に依存する関係にあった。突厥の佗鉢たはつ可汗が 572 年に立つと富強となり、中国をしのぐほどになった。『周書』突厥伝はその様子を以下のように記す。

俟斤しきん（木杆可汗）死し、弟の他鉢たはつ可汗立つ。俟斤自り以来、其の国富強なり、中夏を凌轢りょうれき（しのぎふみにじる）する志有り。朝廷（北周）既に与ともに和親し、歳々に繒・絮・錦・彩十万段を給う。突厥の京師に在る者は、又た衣錦・食肉に優（待）の（礼）遇を以て待す者は千を数えるを以て常とす。（北）齊人、其の寇掠を懼れ、亦た府蔵を傾け以て之を給す。他鉢（可汗）彌々いよいよ復た驕傲きょうごうに至り、乃ち其の徒属を率いて曰く、「但

だ我南に両^{ふたり}の孝順の個児在ら使めば、何ぞ物無きを憂れうや。」と。

北周は和親を結び、毎年「^繪きぬ・^絮まわた・^錦にしき・^彩・十万段」を贈り、北齊もまたその侵略をおそれ、「府蔵」の品を出し尽くしたという。他鉢可汗はいよいよまた驕傲となり、北周・北齊を南にある「両個児孝順（二人の孝行息子）」と言い放ち、「物がなくても心配がいらぬ」と配下の者に豪語していた。

しかし、隋は突厥に対して軍事的に対抗する路線を選択し、始めは厳しい戦いを強いられるが、次第に拮抗関係になる。そして突厥の沙鉢略可汗と阿波可汗らの内部対立により、一層隋に援軍をもとめるようになり、沙鉢略可汗の臣下自称に行き着く。こうした隋と突厥の力関係が逆転する経緯が、沙鉢略可汗の呼称の中に4回登場する「天子」に象徴的に表現されている。

〔第1回〕

突厥伝開皇四年（584）九月。沙鉢略は内部対立により阿波可汗らと衝突し、高祖に援軍をもとめるが認められなかった。そこで、沙鉢略の妻千金公主（北周から嫁いだ皇女）は自らを隋帝の子としてほしいと高祖に請うた。高祖はすぐには認めず、沙鉢略可汗は国書をおくって曰う。

辰年（584）九月十日、天より生れし大突厥の天下賢聖天子、伊利俱盧設莫何始波羅可汗、書を大隋皇帝へ致す。

突厥可汗の非常に長い尊称に「天子」とあり、また「書を致す」と対等関係の字が用いられる。その主旨は「隋皇帝は妻の父、自分にとっても父、皇帝にとっては子である。その関係を守りたい。」というものだった。軍事的に援助を依頼する主旨であるが、いまだ北朝分裂時代の突厥優位にある時期の形式によっている。この書の「天子」「致書」が倭国伝の多利思比孤の国書と共通すると指摘される重要な書翰である。

〔第2回〕

この沙鉢略可汗からの書翰に答える高祖の返書に、皇帝自身も天子と称している。

大隋天子、書を大突厥伊利俱盧設莫何沙鉢略可汗へ^{おくる}。書を得て、大いに此に向かい好心（好意）有るを知る。既に是れ沙鉢略の婦翁（妻の父）…

千金公主は晴れて楊姓を賜り、高祖は沙鉢略可汗の妻の父となり、したがって沙鉢略を「我が子」と同じとして、親しい関係から大臣も訪ねさせる旨を告げるのである。高祖も当然ながら「大隋天子」と自称する。「書を^{おくる}」は「書を致す」と同等で、ここまでは相互に「天子」と名乗り合っていたが、次から展開がある。

〔第3回〕

これまでは各々書翰の中だったが、今度は沙鉢略可汗の下に派遣された副使・長孫晟による発言である。高祖の大臣派遣に対して、沙鉢略は兵を陳べ珍宝を列して迎えるが、璽書を受けとるにあたり沙鉢略は病と称して起きあがらず、「我父伯以来、人に向かい拜せず」と曰うのであった。その振舞いに長孫晟が「説き諭した」ことが以下のように記録されている。

突厥と隋は俱^{とも}に大国の天子、可汗起たずは安^いず^くんぞ敢えて意に違わんや。但だ、可賀敦^{かがとん}は皇帝の娘と為り、則ち（沙鉢略）可汗は大隋の娘婿なり。奈何^{いかんぞ}礼無く婦公に敬せざらんや。

ここで長孫晟は「突厥と隋は俱に大国の天子」と認めたとうえで、「翁と婿」の関係を持ち出し、遊牧民族固有の道徳である妻の父を「敬する」ことを求めたのである。このことばにより沙鉢略

は「辞屈」とことばに詰まったといい、隋朝の使者による説諭の核心をなす言葉だったと考えられる。なお、この部分は『隋書』の突厥伝からは削除され、列伝の長孫晟伝にある。しかし、「俱に大国天子」と、突厥の天子自称を認めたかの印象があること、また沙鉢略可汗が起きなかったことも「安んぞ敢えて意に違わんや」と起きなかったことを一旦は認めるかの表現がある。この点を『隋書』突厥伝の編者は問題視したと推定できる。「天子自称」やその「説諭」の論理は重要な問題だったとみられ、突厥伝でこの「天子」の部分削除したのは興味深い。[1]

〔第4回〕

この説諭のあと沙鉢略可汗は急に屈服したふるまいに変わり、「撰図^{せつと}」という実名で呼ばれることになる。

乃ち頓顙^{とんそう}して跪き璽書を受け、以て首に戴く。既にして大慚^{たいぜん}（気分は重く）し、其の群下と因りて相^{あつ}まり慟哭す。慶則は又、「臣」と称せしめんとするに、沙鉢略はその属に曰く、「臣たる名は何ぞや」と。こたえて曰く「隋国の臣と称すは、猶お此れ奴と称すのみ」と。沙鉢略曰く「大隋天子の奴と作^なるを得、」

この様に正史の虞慶則・副使の長孫晟の二人に諭されると、第4回目は「頓顙」という膝を屈し額をつける臣下の礼で書翰をうけとり、部下の者たちと泣き、「大隋皇帝の奴」とまで卑下する。かつての「天子」を自称した可汗も、「翁と婿」の関係を受け入れ、「皇帝と臣下」を認めるという屈辱的な転換をみる。このように、584年に隋と突厥の関係がともに「天子」であったものから、「大隋天子」と「臣・奴」の関係へと劇的に変化したのであった。

（2）大隋皇帝の臣下を意味する「四海」「二儀」「天無二日」

更に585年7月、沙鉢略可汗は西突厥の達頭可汗の攻撃に困り、東の契丹をおそれ、増々隋の援軍を受けることになる。そして、「大突厥伊利俱盧設始波羅莫何可汗臣撰図言う」と、自らの立場を「臣」とし実名「撰図」を名のって、臣属を深めている。書翰は続いて記す。

伏して惟うに、大隋皇帝の四海あるは、上は天心に契^かかない、下は民の望みに順^{したが}いがい、二儀の覆^おい載^おのせる所、（以下略）

と中国皇帝による四海（世界）の支配を称賛するとともに、以下のようにも言う。

竊^{ひそ}かに以^{おも}えらく天に二日無く、土に二王無し。伏して惟うに、大隋皇帝、真の皇帝なり。中国の儒教思想で自らの立場を基礎付けて、臣属を誓うかの書面となっている。北朝分裂時代に権勢を誇った突厥の「天子」自称の物語はここに終わり、最終的には臣属を受け入れ「天に二日無く、土に二王無し」とし隋皇帝を唯一の「真の皇帝」と称賛するまでになる。

はじめは北齊・北周に対して突厥が優位にあった経緯から「天より生れし大突厥の天下賢聖天子」を自称し、書翰には「書を致す」という書式がとられていた。また、隋の使者も「ともに大国の天子」と発言していた。ところが隋の軍事的支援を請い、舅と婿の関係をいったん容認すると、次第に臣従関係を受け入れる。隋皇帝を唯一の天子とし、自らは「大隋天子の奴」と卑下し、上表の書面では「臣・撰図」と臣と名前を名のる。そして、隋皇帝が世界を支配する唯一の皇帝であることを、「皇帝の有する四海」「二儀の覆い載せるところ」の聖天子として賛辞を送るまでになる。こうして、『隋書』の起承転結で構成された沙鉢略可汗天子自称譚は完結するのであった。

隋は突厥の軍事的攻勢に対して、内部の分裂を図りつつ軍事的に援助し、影響力を拡大するという離間策を駆使してきた。[2] 加えて公主の降嫁策や「翁と婿」の関係など巧みな説諭を駆使して手なずけるのであった。北狄の国突厥はあくまで臣下であり、天子を名のることは絶対に認めないのであった。ここに、統一国家を実現した隋の支配理念を見てとることができよう。

(3) 「天子自称」の倭国への決然とした姿勢

『隋書』突厥伝の中の「天子」自称から大隋皇帝を真の皇帝とする経緯を見てきた。ではもう一つの天子自称を記すのが『隋書』倭国伝の大業三年記事である。倭国伝の問題となる多利思比孤の国書の「天子」自称や「致書」の様式は、いずれも 584 年の沙鉢略可汗の先例を踏まえた形式であるとされる。[3]

大業三年（607）、其の王多利思比孤、使を遣わして朝貢す。使者曰く、「聞く、海西の菩薩天子、重ねて仏法を興すと。故に遣わして朝拝せしめ、兼ねて沙門数十人、来て仏法を学ばしむ」と。其の国書に曰く、「日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す、恙無きや、云云」と。帝、之を覽て悦ばず。鴻臚卿に謂て曰く、「蛮夷の書、無礼なる者有り、復た以て聞する勿れ」と。

「無恙」も中国皇帝にとってはいわく付きの辞である。この字自体は書状に使用例は多いが、本来は上位の者が下位の者に使う辞である。この挨拶の辞がここで用いられるのは前漢時代の匈奴の冒頓単于のいきさつをふまえたものとされる。『史記』や『漢書』に匈奴大単于が漢の高祖と交わす書に相互に「無恙」とあり、これは冒頓単于の指南役を務めた燕人・中行説に示唆されたものだった。『漢書』匈奴伝は以下のように記す。

其の明年（BC176）、（冒頓）単于は漢に書を遣わし曰く、「天の立てたる匈奴大単于は敬んで皇帝に恙無きか問う」と。

匈奴単于の居丈高な印象の書翰だが、これは下記のように「○○敬問△△無恙」という漢の皇帝からの書翰と敢えて同じ書式にしていることがわかる。

孝文（帝）の前六年（BC174）、匈奴へ書を遣わし曰く、「皇帝は敬んで匈奴大単于に恙無きか問う」と。

しかも、単なるコピーではなく、「天の立たる所」なる称号をつけ、より飾り立てていることが分かる。『漢書』ではこの経緯を以下のように記す。[4]

漢は単于に書翰を送る場合、長さ一尺一寸の木簡を用い、文面には、「皇帝は敬んで匈奴の大単于に起居如何をお伺い申す。贈る品物は……、その意味は……云々」と書くのを常とした。中行説は、単于に一尺二寸の木簡を用いさせ、また封印もみな幅広く縦も長く大きいものを用いさせ、その文面も尊大傲慢に、「天地の生めるところ、日月置くところの匈奴の大単于は敬んで漢の皇帝にご起居如何をお伺い申す。贈る品々は……、その意味は……云々」とさせた。この様に、「無恙」は漢の皇帝の定型用語を匈奴の国書にあえて使用し、優位性を誇示したものだ。漢に対し「天の立てたる所の匈奴」を自称し「無恙」と挨拶する匈奴、隋に対し「天より生れし大突厥の天下賢聖天子」を自称し「致書」と記す突厥、これら中華帝国に対する北方の遊牧騎馬民族の対抗姿勢にふまえて、倭王は自らの政治的立場を鮮明にしたのであった。

こうした倭王多利思比孤から届いた国書に「蛮夷の書、無礼なる者有り」と煬帝が発したのも

当然であったろう。倭国王からの607年の「天子」自称国書は、584年の段階で屈服し607年時点で一層の臣従を深める突厥にとって代わり、対等関係を誇示する政治的態度を表明するものだった。当然、煬帝は見過ごすわけにはいかず、宣諭使裴世清が派遣される。倭王はみずから「冀^{ねがわく}は大国惟新の化を聞かんことを」と辞を低くするが、裴世清は以下のような辞をのべる。

皇帝、徳は二儀に並び、澤は四海に流る。王、化を慕うの故を以て、行人を遣わして来らしめ、ここに宣諭す。

この倭王に発した裴世清の辞は、実は沙鉢略可汗が開皇五年(585)七月、はじめて臣と称して奉った書面にあることばにほかならない。

伏して思うに、大隋皇帝の四海有るは、上は天の心に契^かない、下は民の望みに順い、二儀(天と地)の覆載する所、七曜(日月五星)の照らし臨む所、(人)質を委ね来賓(服従)し回首し(振り向き)、内(中国)に面せざる莫し。

これは沙鉢略可汗が584年に臣属を誓ったのち、隋軍の支援を得たことに対し「大いに喜んで」なされた上表である。皇帝の支配を讃えるために、全く同じ「四海(世界)」「二儀(天地)」が用いられている。皇帝の徳が天の心にかない、地の民の望みであるところの二儀に及ぶという。沙鉢略可汗から発せられた辞は即ち隋の理想的世界であり、その世界観を裴世清は倭王に伝えたのである。「二儀」「四海」が皇帝の唯一性を示す文脈でそろって出現するのは、実に『隋書』全巻中で倭人伝のほかは突厥伝のここにしかない。沙鉢略可汗と同様に、倭国も臣従すべき道理を示した宣諭なのであった。

(4) 『隋書』倭国伝と隋外交

突厥は隋に対して天子を自称していたものの、文帝の遣使による説諭により臣属関係に変わったこと、一方倭国は天子自称により裴世清が派遣され、皇帝が唯一の存在とする宣諭がなされたことを見てきた。宣諭の結果は記されていないが、倭国伝が「遂に絶つ」と結ばれているところから隋朝は目的を達成することができなかつたとみられる。これまで『日本書紀』との整合をはかるため、倭国の強硬な姿勢は「外交感覚がないため」とか「対等外交を撤回した」とか、消極的な評価にとどまっていた。隋の立場に立って外交関係みた時に、「天子自称」の意味する多利思比孤の決意とそれを許すことができない隋皇帝の立場が鮮明となり、両国の緊張関係が浮かびあがるのである。

『隋書』外交の中心は軍事的な重要度やその記録の量から、最も重視されたのが北狄伝の突厥であることは言うまでもない。また、東夷の国々にあつては高句麗が重要視されてきた。598年の第一次遠征が失敗し、その後三度も遠征は繰り返された。東夷の雄である高句麗が、突厥とならび重視した周辺国であったのは間違いない。しかし、「日出処天子」を自称し対等性を公言する倭国の存在は、突厥と同様に徳化の対象として隋朝に映っていたのであった。

それは『隋書』が倭国を「大国」することでも知ることができる。『隋書』には「大国」が10か所出現する。7か所が中国あるいは隋を指すほかに、列伝に3か所の例外の用例がある。先に挙げた列伝長孫晟伝の「突厥と隋、俱に是れ大国の天子」、北狄西突厥伝の「二大国(隋と東突厥)連なり、(西突厥)可汗を滅ぼさん」の2か所で、ともに隋と突厥を指している、残る1か所は倭国伝の「新羅百濟皆な倭を以て大国と為す」であった。つまり、夷蛮の諸国のうち、大国

と記すのは突厥と倭のみであった。

このように「日出処天子」を自称する東夷の大国の王多利思比孤に対して「大隋皇帝」が「真の皇帝」であることを説くための宣諭が、「皇帝、徳は二儀に並び、澤は四海に流る。」であり、「天に二日無く、土に二王無し」という自覚であった。その受容を迫るのが隋の外交であった。南北朝統一を実現した隋は夷蛮諸国から圧迫を受けてきた関係性を脱却し、中国皇帝の下に諸国が従う関係の実現をめざした。その徳化の経緯を誇示するものが突厥の沙鉢略可汗の天子自称から臣下受けいれの経緯であり、このテーマが夷蛮伝の主題でもあった。倭国王阿毎の多利思比孤の存在も関連する一場面として描かれているとすべきである。そうした角度から倭国伝を見ると、『日本書紀』の描く親密な外交とは相いれない性格をもつものであった。

かつて、東野治之氏が国書の「日出処・日没処」は仏典『大智度論』を典拠とするものとして以来、注目されている。^[5] 多利思比孤は隋が「重ねて仏法を興した」ことをよく承知し、自らも「跏趺して坐」して、「沙門数十人に仏法を学ばせ」る仏教的王であり、有名な『大智度論』をふまえたものとするに疑問はない。しかし、その天子は「中国的君主号」にとどまらず「仏教的君主号」として用いられたという議論もみうけられるが、その実態は依然として不明である。長い南北朝時代に終止符をうち、統一国家を実現した隋朝にとって、天子号・帝号に敏感に対応して、唯一の皇帝とそれに随う四夷蛮諸国を臣下に位置づけようとしてきた。統一国家を実現した隋朝の突厥に対する硬軟を織り交ぜた離間政策、高麗の面従腹背の振舞いとそれに対する四度にわたる遠征攻撃、そして、それらと軌を一にした倭国の天子自称に対する隋朝の対応がある。こうした七世紀の冒頭の時期の東アジアを俯瞰してみると、「中国的君主号」をめぐる攻防以外の何物でもない。

第二章 注

- [1] 『隋書』突厥伝と比較すると、「長孫晟謂説諭之」以下「撰函辞屈」までの、「天子」を含む50字余が突厥伝から削除されていることがわかる。その部分は「突厥與隋俱大國天子、可汗不起、安敢違意。但可賀敦為帝女、則可汗是大隋女壻、奈何不敬婦翁。沙鉢略笑謂其達官曰、須拜婦翁」である。『隋書』突厥伝での削除された部分は、『北史』『資治通鑑』ではそのまま記載されている。その理由は不明であるが、隋朝が突厥の沙鉢略可汗を「大國天子」と認めるのか表現であるが故の政治的判断であろうか。
- [2] 『隋書』突厥伝「(開皇)十七年(597)条、突利遣使して女を逆むかえに来る。上は太常に之を舍やどし、六礼を教習し、以て宗女の安義公主を妻めあわす。上(高祖)北夷の離間を欲し、故に特に其の礼を厚くし、牛弘・蘇威・斛律孝卿を遣わし相い継ぎ使と為す」などと「離間」策が意図される。
- [3] 中村裕一『唐代制勅研究』(汲古書院1992年) p313に「両者が同じ致書文書を作成し、隋に送った背景には、中国の書儀に致書形式が存在し、それを日本や突厥が学んだとするのが自然」とする。
- [4] 小竹武夫訳『漢書』(筑摩書房)による
- [5] 東野治之「日出処・日本・ワークワーク」『遣唐使と正倉院』(岩波書店1992年)

第三章 『日本書紀』の「天無二日」が意味するもの

(1) 『日本書紀』にあらわれる「天無二日」

倭国伝の多利思比孤の外交を突厥伝との対比でみてきた。突厥を対等関係から臣属外交へ変化させた隋外交の視点からみると、大業四年（608）に倭国へ裴世清を派遣し「宣諭」したのは、唯一の皇帝である隋への臣属を説くものと考えた。倭国はそれを必ずしも受け入れていないと推察できる。ところが、一方『日本書紀』推古十六年（608）の天皇の辞に見えるのはそうした対等外交ではない。「致書」ではなく「敬白」「謹白」と敬語を用い、「尊」と尊称でよび「皇帝」に対してその下の「天皇」の位置取りもなされている。推古紀は隋皇帝の下にあることを認める姿勢である。これは天子である倭国王の対等関係と対比すると対照的である。その性格を「天無二日、土無二王」という成句からも検証してみたい。

突厥伝では沙鉢略可汗が臣属関係を劇的に受け入れた時に口にした「天無二日、地無二王」はこれまでの天子自称を撤回し、中国皇帝の唯一性を示す思想として、対等国から臣属国に変わったことを印象付けるものであった。ところが、この「天無二日、土無二王」は『日本書紀』にも類似表現も含めて四か所もあらわれる。それらは天皇こそが唯一の存在であることを示すための、重要な政治思想として繰り返されているのだ。

第一回目は推古十二年（604）春正月条の憲法の第十二条にある。

（憲法）十二に曰く。国司・国造、百姓を斂おさめとる勿れ。国に二君非ず、民に両主無し。率土の兆民、王を以て主と為す。任ずる所の官司、皆な是れ王臣。何ぞ敢えて公に与くみし、百姓を賦斂おさめとらむ。

国史・国造は百姓から斂おさめとること、すなわち税をとってはならないとし、その理由に「国に二君非ず、民に両主無し。」があげられる。任ぜられた役人・「王臣」は「公」（王）とともにあり、徴税は王一人の権限とする。『日本書紀』岩波文学大系本の頭註（以下、岩波註）は「礼記・曾子問」の「天無二日、土無二王」からの引用とみた。

第二回目は皇極天皇元年（642）是歳にある。

蘇我臣、専ら国政を擅ほしいままにして、多く無礼を行なう。天に二日無く、国に二王無し。聖徳太子のむすめ上宮大姫王が、大陵・小陵二つの陵墓を造るために民をあつめて使役する蘇我氏に憤り歎いていったという。こうした恨みから蘇我氏は亡ぼされたとする。是歳条の前段では蘇我大臣蝦夷が「己が祖廟を葛城高宮に立てて、八佾之舞をす。」ともある。「祖廟」、「八佾之舞」、加えて「陵」は皆天皇のみに許されることであり、天皇のように振舞う蘇我氏を批判するために「潤色」されたかに見える。岩波註は「書紀の引用の仕方から」「吳志、諸葛恪伝」によったものとする。

第三回目は孝徳天皇の即位前紀（645）の大槻の樹の下の天皇らの盟いにある。

天は覆い地は載す。帝道は唯一。而るに末代澆薄うすらぎて、君臣の序を失う。皇天、手を我に仮りて、暴逆を誅殄ちゆうてん（罪をせめてほろぼす）せり。今、共に心血を瀝そそぐ。而して今自り以後、君に二政無く、臣に貳朝無し。

天皇、皇祖母尊、皇太子（中大兄皇子）らが群臣を前に盟させた。岩波註は前者を「礼記・中庸」の「天之所覆、地之所載」にもとめる。

第四回目は孝徳天皇大化二年(646)三月条に出現する。

現為明神御八嶋国（孝徳）天皇、臣（中大兄皇子）に問いて曰く、「其れ群の臣・連及び伴造・国造の有する所、昔在、天皇の日に置ける所の子代入部、皇子等の私有の御名入部、皇祖大兄の御名入部（彦人大兄を謂う）及び其の屯倉、猶お古代の如くにして置かむや不や。」と。臣、即ち恭つしみて詔する所を承りて、奉答^{こた}えて曰す、「天に双日無く、国に二王無し。是の故に、天下を兼ね併せて万民を使う可きは唯だ天皇のみ」と。

この奏上は「厥の政、維新なり」と大化改新の詔に応じた皇太子（中大兄皇子）の言葉として語られる。岩波註は「呉志・諸葛恪伝」からの出典を示唆する。以上のとおり、『日本書紀』の「天無二日」は『礼記』曾子問や『三国志』呉志諸葛恪伝の出典とみなされている。

さて、これらの四か所は共通する特徴がみられる。一つは、民の使役や徴税は唯一の存在・天皇の権限とする点、二つは、そのために「国司・国造」、「蘇我氏」を批判する点。そして三つめは、それらを聖徳太子、その娘、孝徳天皇、中大兄皇子ら『日本書紀』の中心人物が発言している点である。こうして、唯一の存在・天皇とその臣下の関係を示すために「天無二日」が用いられている。それが大化改新の「厥政惟新」の思想として打ち出されている。これは隋皇帝に対して、はじめは対等の「天子」同士であった突厥可汗が「臣下」を受け入れ「天無二日」と表明したことと、同じ思想を意味する。つまり、「天子自称」とは反対の立場の表明とみられるのである。

（2）中国文献の「天無二日」の意味と展開

『日本書紀』の「天無二日」は従来『隋書』との関係を論じられたことはない。すでにみたように、岩波註では第一回の推古十二年（604）春正月条の出典として、『礼記』曾子問をあげ、第二回皇極天皇元年（642）是歳条、及び第四回孝徳天皇大化二年（646）三月条は『三国志』呉志・諸葛恪伝をあげている。また、小島憲之氏も同じく以下のように説く。[1]

皇極紀元年の「天無_二日_一、國無_二王_一」は、禮記曾子問に出典をもつ有名な文ではあるが、呉志による（7）の例によって、孝徳期の例と同様にこの際は呉志に直接よつたものとみるべきであらう。——勿論暗記してゐた文であることは確實であるが——。

ここでいう（7）の例とは以下の比較である[2]（波線は筆者による）

奉答曰、天無_二雙日_一、國無_二二王_一。是故、兼_一并_二天下_一（孝徳紀大化二年）

論_二衆意_一曰、夫天無_二二日_一、土無_二二王_一、王者不_レ務兼_一并_二天下_一（諸葛恪傳卷十九）

上記のとおり、両書には「兼_一并_二天下_一」というほかに見えない文が共通している。これにより、四回目の孝徳紀大化二年記事は『三国志』諸葛恪伝によるものとみる論証は否定し難いかにみえる。とはいえ、『隋書』突厥伝を出典の可能性を考えるため、この出典問題を検討してみたい。

そもそも『日本書紀』編纂に際して出典の漢籍はどのように考察されているのか。小島氏は以下のように指摘している。

名句名言は上代人は日常口誦もし、自ら暗んじてゐるのが一般であつた。ここに述作者の執筆に際して暗んじてゐたものは除いて、机上に置いて實地に利用した漢籍即ち素材の吟味が必要となる。[3]

重要な指摘である。一般に名句名分が日常口誦され暗記されていた文が引用される場合、いまひとつは机上に漢籍を置き比較的長文が引用される場合があるというが、では問題の『日本書紀』

大化二年の「天無雙日、国無二王」はどうだろう。小島氏自身「暗記してみた文であることは確実」としている。おそらくは、「天無二日、土無二王」の祖型から「雙日」「国無」と変容しているため「名句名分」の「暗記」形を指摘せざるをえず、しかし続く「兼并天下」が出現することから、「呉志・諸葛恪伝」を机上に置いて参照した可能性もあるとみたのであろう。出典を決定する難しい問題を垣間見ることができる。

この「天無二日、土無二王」は『礼記』曾子問を嚆矢としつつ、『孟子』『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』『宋書』『隋書』と随時出現する。その意味は時代状況に規定されて変遷をたどってきたかにみえる。出典を考えるうえで、その意味にも着目して考えてみたい。そもそも、『礼記』曾子問第七に以下のようにある。

曾子問ひて曰く、喪に二孤有り、廟に二主有るは禮か、と。孔子曰く、天に二日無し、土に二王無し。嘗禘郊社しょうていこうしゃに、尊、二上無し。未だ其の礼たるを知らざるなり。[4]

曾子の問いは、葬儀に「二孤」すなわち二人の喪主があること、廟に「二主」すなわち二つの位牌があること、それは礼にかなうかという問いである。孔子の答えは「嘗・禘・郊・社などの祭において、尊んで祭る神は一柱である。それゆえ（二人の喪主や二柱の神体が）礼にかなうとは思われない」ことを説くものである。

また、『礼記』には他に二か所出現する。坊記第三十は「君臣」の差別を説く。

子云く、天に二日無く、土に二王無く、家に二主無く、尊に二上無し。民に君臣の別有るを示すなり。

さらに喪服四制第四十九にもある。父と母の喪について記す。

父に事つかふるに資とりて以て母に事う、而して愛同じ。天に二日無く、土に二王無く、國に二君無く、家に二尊無し。一を以て之を治むるなり。」とある。

これらは、家庭内で喪に服す際に父と母とは同じだが、父が在るときには母は期間が短いことを説く。このように、孔子の説く「天無二日」は祖先崇拜のため、礼の身分制度の序列を一般的に説くものであった。

次に呉志・諸葛恪伝を含む『三国志』の三か所を見ていきたい。

諸葛恪乃ち論を著わし衆意に諭して曰く、「夫れ天に二日無く、土に二王無し、王者は天下の兼并に務めずして後世に垂祚せんと欲するは、古今未だ之有らざるなり。」

呉の諸葛恪の衆に対する発言にあらわれる。魏に対する積極策として天下の兼并（統一）を主張するため「天無二日」が用いられた。実際には、建興元年（252）の戦勝の後、諸葛恪は翌年の春また出軍したいと欲するも諸大臣からは諫められた。しかし反対を押し切り、「二十万の衆」を発動したものの「百姓騒動し、始めて人心失う」ことになったといい、諸葛恪の「天下の兼并」には否定的な評価がなされている。では、著者の陳寿が諸葛恪の「出軍」を批判する拠り所はなにか。恪の先祖を讃えて以下のようにいう点にあるようだ。

伏して念うに、故の太傅諸葛恪は祖考（祖先）の風流の烈（立派な武功）を承ぐを得て、伯叔諸父（伯父叔父ら）、漢祚（後漢）の盡きるに遭い、九州鼎立し三方に分託し、並びて忠勤を履かみ世業（先代からの事業）を熙隆（興隆）す。

諸葛一族が三国に分かれて各国で活躍してきたことが讃えられている。ここでは、鼎立状況自体は肯定的にとらえられていた。しかも、その無謀な遠征は以下のように評価される。

(諸葛) 恪は素性剛愎(偏屈)、己を矜ほこり人を陵あなどり、神器(帝位)を敬守し邦内を穆靜(安靖)する能わず。興功(大事業をおこし)暴師(軍は困難を被り)し、未だ期(一年)ならざるに三(度)出でて、士民を虚耗(浪費)し、府蔵(国の財物)は空竭なり。諸葛恪の「天無二日、土無二王」を掲げた出撃は散々な評価にある。臣下として忠勤に努めることが理想であり、逆に恪の出過ぎた行いとして、否定的な教訓として用いられている。

加えて『三国史』のほか二か所も見ておきたい。まずは蜀書・呂凱りょがい伝から。

雍闓ようがいは但だ一紙に答えて曰く、「蓋し聞く、『天に二日無く、土に二王無し』、今天下は鼎立し、正朔三有あり。是れ遠くの人惶惑し、以て帰する所を知らざるなり。」

雍闓は蜀の支配を受けていたが、劉備の死後、抵抗し太守正昂を殺害し、反乱を起こした。こうして呉に降ろうとした時、蜀の李嚴からの説得の手紙を受け取るが、反論の中にも使われている。「天無二日、土無二王」と聞くが、今は三国の鼎立で「帰する所を知ら」ないという主旨である。蜀に叛き、呉に降る自らを正当化する理屈となっている。

最後は、蜀書・鄧芝伝をみたい。

(呉の)孫権は(蜀からの派遣された)鄧芝に謂いて曰く、「若し天下太平ならば、二主分け治むも亦た楽しからずや」鄧芝対えて曰く、「夫そもそも『天に二日無く、土に二王無し』、魏を并せし後の如きを、大王未だ深く天命を識らざる者なり。君各々其の徳を茂くし、臣各々其の忠を尽くさば、將に枹鼓を提し、則ち戦争方に始まるのみ。」

劉備の死後、蜀が呉に送った使者の鄧芝が孫権に対して使っている。孫権は鄧芝の誠実さを誉め、蜀と呉の講和を実現した才覚ある成句として現れる。戦争を否定して二国並立を前提とするものであった。

こうして『礼記』『三国志』の用例をすべてみてきた。「天無二日」は時代によりその意味が変わる。『礼記』は各国内での伝統的な身分体制が崩壊する中であって、儒教の身分秩序を解くものであったし、『三国志』の三か所では三国鼎立の中、帰属先を変えたり変えなかったり理由としてあげられていた。天下を統一する皇帝の唯一性をさすものでなく、鼎立状態が前提とされていた。しかも呉志諸葛恪伝は否定的な教訓でもあった。こうした用例からすると、『日本書紀』推古紀から孝徳紀に出現する「天無二日」の出典とみなすことができない。他方、沙鉢略可汗の認めた「天無二日」ように、蘇我氏や国司国造もそれを認め、天皇に臣属すべきとする書紀編者の意図において読んだときに、はじめて腑に落ちるのである。『隋書』突厥伝の「天無二日、土無二王」が典拠となり、『日本書紀』の四か所が潤色されたと考えざるを得ない。『日本書紀』編者は『隋書』をよく理解していたという新しい視点が求められる。

(3) 『隋書』突厥伝・倭国伝と『日本書紀』の関係

突厥が臣属外交を受け入れた象徴として「四海」・「二儀」と「天無二日」をみてきた。倭国伝でも多利思比孤は「四海」・「二儀」を主旨とする宣諭を受け、その受け入れをもとめられた。多利思比孤の回答は『隋書』の記すところではないが、記されていないのは拒否されたことを物語っているのかもしれない。しかしながら、『日本書紀』で「天無二日」の思想が宣揚されていた。天皇の如く振舞う蘇我氏批判の背景を読み解くのは難しいが、天子を自称していた沙鉢略可汗が臣属を表明した姿に仮託したものであったかにみえる。こうして見ると、隋皇帝の外交記事のう

ち倭国伝における多利思比孤外交と、推古紀の外交とでは正反対の性格をもつのである。

この対照的な性格をさらに確認するため、『日本書紀』推古十六（608）年の裴世清が言上した「皇帝問倭皇」にはじまる書と、『隋書』突厥伝の啓民可汗への詔とを、対照したのが下記の「表2」である。「意利珍豆啓民可汗」の称号を高祖から拜命された大業三年（607）は啓民可汗が最も深い臣属関係にあった時期である。ここでも『日本書紀』とは共通性がみられる。

表2 『隋書』突厥伝の煬帝の詔と『日本書紀』推古紀の裴世清国書

『日本書紀』推古十六年の裴世清の国書	『隋書』突厥伝 大業三年の啓民可汗への詔
<p>其書曰「皇帝問倭皇。使人長吏大禮蘇因高等至具懷。①朕、欽承寶命、臨仰區宇、思弘德化、覃被含靈、愛育之情、無隔遐邇。」</p> <p>知皇介居海表、撫寧民庶、境内安樂、風俗融和、②深氣至誠、遠脩朝貢。丹款之美、朕有嘉焉。稍暄、比如常也。故、遣鴻臚寺掌客裴世清等、稍宣往意、并送物如別。」</p> <p>〔其の書に曰く、「皇帝、倭皇に問う。使人長吏大禮蘇因高等至りて懐いを具さにす。朕、宝命を欽承し、区宇に臨仰す。徳化を弘めて、含靈（すべての人）に覃および被らしめんとする。愛育の情、遐邇<small>かじ</small>（遠い所と近い所）に隔て無し。皇、海表に介居し、民庶を撫寧（慈しみやわらげる）し、境内安樂し、風俗融和し、深く氣に至誠ありて、遠く朝貢を脩むを知る。丹款（まごころ）の美、朕嘉すること有り。〕</p>	<p>復下詔曰「①德合天地、覆載所以弗遺、功格區宇、聲教所以咸洎。（中略）。</p> <p>突厥意利珍豆啓民可汗②志懷沈毅、世脩藩職。往者挺身違難、拔足歸仁、②先朝嘉此款誠、授以徽號。（中略）。①斯固施均亭育、澤漸要荒者矣。朕以薄德、祇奉靈命、思播遠猷、光融令緒、是以親巡朔野、撫寧藩服。②啟民深委誠心、入奉朝覲、率其種落、拜首軒墀、②言念丹款、良以嘉尚。」</p> <p>〔復た詔を下して曰く、「徳は天地と合して、覆載（君主の恩恵）は遺のこさざる所以なり。功（績）は区宇に格いたり、声教（天子の教化）は咸<small>みな</small>に洎<small>およ</small>ぶ所以なり。（中略）突厥の意利珍豆啓民可汗、志は沈（着剛）毅を懐き、世々藩職を脩む。往者<small>かつて</small>、身を挺して難を違え（避け）、拔足（急ぎ足）に仁に帰す。②先朝（高祖）は此の款誠<small>かんせい</small>（まごころ）を嘉し、徽号（旗印）を以て授く。（中略）斯<small>これ</small>固<small>もと</small>より均しく施し亭育（養育）し、（恩）澤も漸<small>ようやく</small>荒者を要す。朕は薄徳を以て、靈命を祇奉し、遠猷<small>えんゆう</small>（遠謀）を播し、令緒（功業）を光融<small>こうゆう</small>（輝か）せんと思ふ。是れ親ら朔野（北方荒野の地）に巡り、以て藩服を撫寧す。啓民可汗は深く誠心を委ね、入りて朝覲<small>ちょうきん</small>奉じ、其の種（族部）落を率いて、軒墀<small>けんち</small>（朝廷）に拜首し、言念（想念）に丹款あり。良を以て嘉尚（称赞）すべし。〕</p>

このように、『日本書紀』の「倭皇」と『隋書』突厥伝の啓民可汗に対することばには、共通する表現が顕著である。どちらも前半では煬帝は自ら「区宇（天下）」に「徳」をひろめ、多くの人におよぼしているとする。後半は「倭皇」と啓民可汗のそれぞれの評価を記す。「撫寧民庶」・

「撫寧藩服」、「深氣至誠」・「深委誠心」、「朝貢」・「朝覲」、「丹款之美」・「言念丹款」、「有嘉」・「嘉尚」ほぼ同じ用語が連なる。この二書の類似性を指摘する川本芳昭氏はそれぞれの傍線①・②の部分内容・用語の相似を指摘している。[5]氏は両詔書が作成されたのが同時期であることから、『日本書紀』掲載の国書が隋帝の国書をよく保存している」ことに注目している。よく保存されたものという評価に異存はないが、その内容にこそ核心的な意義があるのではないだろうか。大業三年（607）の啓民可汗への詔は、突厥にも中国の服飾の法を用いたいと申しでたり、高麗王からの使者を「敢えて隠さずに」皇帝の前に引見させたりと、極めて従順な行動とっていた時のもので、煬帝にとって最も喜ばしい関係にあった時期であった。推古紀十六年（608）の裴世清の言上には、『日本書紀』の倭皇に対して、啓民可汗と同等の「丹款」が評価されたのであった。これと時を同じく大業三年に、多利思比孤は「日出処天子」を自称した国書を「致書」したのであって、対極の姿が鮮明に浮かぶのである。

以上のことは下の「表 3」のようにまとめられる。『隋書』突厥伝は、対等外交を特徴づける特徴が『隋書』倭国伝と共通しており、臣属外交に転換して以降の特徴が『日本書紀』推古紀と共通しているのである。

表 3 『隋書』突厥伝と『隋書』倭国伝・『日本書紀』推古紀との関係

『隋書』倭国伝	『隋書』突厥伝	『書紀』推古紀
天子・致書・無恙	天子・致書	
徳並二儀・四海	帝之四海・二儀之所覆載	
	大隋皇帝＝天無二日	天無二日
	區宇・徳化・撫寧・丹款	徳合・區宇・撫寧・丹款

このことも『日本書紀』編者は十分承知していたと考える。先に小島憲之氏の指摘したとおり、「名句名言は上代人は日常口誦」することが当然とすれば、裴世清の言上を記すときに、『隋書』啓民可汗への詔との共通性もよく知っていたはずである。このような前提に立つと、720年に完成した『日本書紀』は表 3 のように外交関係の対照的な性格を認識していたのは疑うことができない。『隋書』倭国伝の外交記事と『日本書紀』推古紀の外交記事とは、その対等外交と臣属外交と対照的な性格が刻印されており、到底同一の国の外交とはみなすことはできないのである。従来、二つの史書を何とか整合させてきた試みはその根底から反省を迫られている。

（4）名前の中の政治思想

突厥伝が記す天子自称の外交と臣下自称の外交、この二つの外交の特徴と『隋書』倭国伝・『日本書紀』推古紀のそれぞれの外交との対応関係を見てきた。ここではさらに、従来注目されることのなかった君主の名のる名前の問題から『隋書』倭国伝と『日本書紀』推古紀の違いを考えてみたい。名のりこそ中国皇帝に対する態度であり、そこにも越えがたい壁がそびえているのである。まずは突厥の可汗名からみたい。

國中相い議して曰く、「四可汗の子、撰図最も賢し。」因りて迎え立たす。号して伊利俱盧設莫何始波羅可汗、一には沙鉢略とす。

581年頃、沙鉢略可汗が立てられるときの突厥伝の記事である。「撰図^{せつと}」は実名で、「伊利俱盧設莫何始波羅可汗」という称号はチュルク語を音写したものである。[6] そのほか『隋書』には多くの突厥可汗が登場するが、皆同様に表音表記されたもので、その意味はチュルク語に遡るとされる。しかし、興味深いのが啓民可汗である。沙鉢略可汗が隋の冊立を受けなかったのに対して、啓民可汗は開皇十九年（599）六月に冊立され、中国語である「啓民」という可汗号を下記のように受けたのであった。

染干を拜して意利珍豆・啓民可汗と為す。華言の「意智健」なり。啓民上表し謝恩して曰く、「臣既に豎立^{じゅりつ}を蒙り、復た官名を改めしむ。昔日の姦心、今悉く除去し、至尊（皇帝）に奉事して、敢えて法に違わざる。」と。

従来、沙鉢略可汗の子とされる染干は突利可汗と号していたが[7]、上表文では「謝恩」して高祖から新しい可汗号を受けているのである。[8] 「意利珍豆」はチュルク語の音写で、中国語でその意味は「意智健」にあたるという。加えて隋から冊立され、親密さを増した臣属関係のあらわれとして「啓民」という中国語が続いている。このように、中国語の可汗名を賜与される背景にはその政治性が刻印されているのである。

さて、従来「倭王姓阿每、字多利思比孤」について中国からは遅れた文化であるかの評価もなされるが、そうした評価はふさわしいのだろうか。『宋書』では「六国諸軍事安東大將軍・倭王」に除された倭武は倭を姓とし一字名武を名のった。ほか讚・珍・濟・興らもいずれ劣らぬ好字を名とした。こうした中国文化を十分に理解しながら、なぜ倭名とも言うべき伝統的な名を用いたのだろうか。それに直接ふれる史料はないが、朝鮮半島や周辺諸国の動向から考えてみたい。

『宋書』では「高句麗王高璉」、「百濟王余映」などと名のり、王号や將軍号などを授与されていた。『隋書』でも高麗は「璉の六世の孫」である湯、その子である元が將軍号や王号などを授与しており、百濟も余昌、子の余宣、その子の余璋らが冊封を受けている。中国皇帝の冊封を受けるに当り、姓も名も漢風一字で名乗っていた。倭国王は漢姓を意図的にやめたと考えるのが自然だろう。姓名に関して政策の変遷があった当時の東アジアの状況を見れば当然のことでもあった。西魏・北周時代に北魏の漢化政策により胡族に賜与された漢姓が胡姓に戻されたが、隋が誕生すると、再び漢姓に戻された。[9] こうした、胡姓の賜姓政策が倭国の王の姓名に影響を与えたとする史料は存在しないが、理解していたと考えるのが自然であろう。隋代にあっても高麗王・百濟王は中国の冊封体制の中で自らを位置づけ、漢姓を維持したのに対して、天子を自称する倭王多利思比孤はやや立ち位置を異にし、「胡姓」ならぬ「倭姓」を実践したものと見ることができよう。倭の五王の段階の漢風姓名からの転換し、伝統的な呼び名を表音漢字で表記して姓と名としたとみたい。

ところが、『日本書紀』推古紀の小野妹子は、中国で蘇因高と呼ばれたという。姓は君主から賜与されることから違和感を禁じ得ない。経過を『日本書紀』は以下の様に記録する。

- (1)推古十五年（607）秋七月、大礼小野妹子を大唐に遣わす。
- (2)推古十六年（608）夏四月、唐国、妹子臣を号して蘇因高と曰う。
- (3)推古十六年秋八月、其(皇帝)の書に曰く、「皇帝、倭皇に問う。使人長吏大礼蘇因高…」
- (4)推古十六年九月、(天皇)其の辞に曰く、「(中略)今大礼蘇因高を遣はし…」

「唐国」が蘇因高と名づけ(2)、「長吏大礼蘇因高」(3)となると、どの国の臣下なのか疑問となる。

それだけならばまだしも、(4)では天皇の辞に「大礼蘇因高」とあり、天皇の冠位に蘇因高という中国名が記されるという奇妙な表現となっている。つまり、天皇の臣下である「大礼小野妹子」だが、実は外交関係の場面では正式には「大礼蘇因高」だったのである。しかもこの時代、蘇姓は西魏から隋にかけ活躍した蘇綽・蘇威父子が有名であり、中国人の姓そのものである。

これは漢姓をやめ、敢えて倭姓を用いていると考えられる阿每・多利思比孤と大きく異なるのである。『隋書』倭国伝には「小徳・阿輩臺」「大礼・哥多毗」と非漢姓の臣下たちもいた。「蘇因高」という漢風姓名の人物を阿每・多利思比孤の朝廷の中に位置付けることができないのである。こうして外交関係の性格の違いは姓名の違いにも反映しているといえよう。

第三章 注

- [1] 小島憲之『上代日本文学と中国文学』上 第三章出典考 第三篇日本書紀の述作 p352 より
- [2] 同上 p349 より
- [3] 同上 p324 より
- [4] 『礼記上』曾子問は新釈漢文大系 27 (明治書院) により、坊記第三十、喪服四制第四十九の二例は同じく『礼記下』新釈漢文大系 29 による。
- [5] 川本芳昭『史淵』141 卷 2004 年「隋書倭国伝と日本書紀推古紀の記述をめぐって」。ここで両書の類似が指摘されている。
- [6] 『騎馬民族史 2 正史北狄伝』(平凡社東洋文庫)の隋書突厥伝中の註釈は以下のように説く。バガ bagha とイシュバラ ishbara はともに「勇健」を意味すると、同時代の中国人が言っている。沙鉢略と始波羅とはイシュバラを両様に写したにすぎない。(p44)
- [7] 啓民可汗を『隋書』突厥伝は沙鉢略可汗の子とするが、異論もある。
- [8] 護雅夫『古代トルコ民族史研究 I』(山川出版社 昭和 42 年) 第一編第四章 p171
- [9] 宇和川哲也『人文研究』34(3)1984.12.20「西魏・北周の胡姓賜与」
- [10] 『日本書紀』の記録は派遣先が「(大) 唐」であること、裴世清の肩書が倭国伝では「文林郎」推古紀では「鴻臚寺掌客」とあることなど、時期をめぐる難問は残る。

第四章 倭国と倭国

(1) 『隋書』の倭と倭

『隋書』倭国伝の多利思比孤の国と、『日本書紀』推古紀の国が相反する外交姿勢の国であることを見てきた。これは古田武彦氏が論じた「二つの王朝」の問題であり、『隋書』に「倭国」と登場する国は九州に都する国で、近畿天皇家の国ではないとした。[1]これまでみてきた両書の対隋外交の性格の違いは、その可能性を確認することになろう。ところが、古田氏は『隋書』煬帝紀に「倭国」とあり、列伝では「倭国」とある二つの表記にも注目し、これがそれぞれ「九州王朝」と「近畿天皇家」を示すという見解も示した。しかし、この『隋書』の理解は様々な問題をはらむことになる。ここでは、古田氏の『隋書』の「倭国」「倭国」別国説の問題点を考えたい。

『失われた九州王朝』では『隋書』倭国伝の裴世清が「塗を戒めよ」と請うたのは「近畿への旅に向う」ものとした。しかし後に、この論証に二つの方法論上の誤りがあったとした[2]。そ

これは第一に、『隋書』倭国伝と『日本書紀』とを安易に結びつけて解しようとしたこと。両書を合わせて解するのではなく、『隋書』それ自身によって「倭国伝」を理解するべきであるとした。第二は、『隋書』倭国伝そのものによってみると、行路の記述は「都斯麻・一支・竹斯・阿蘇山」と九州内部の地名だけであり、この史料事実から隋使は九州より東、つまり近畿には行っていないとし、「戒塗」をもって「近畿への旅」としたのは適切でないとした。

加えて、画期的な論証も展開する。「一見類似していながら実は異なった二つの事件」を解く鍵として「十二年のずれ」を指摘し、近畿天皇家の外交は「大唐」とあるように、文字通り対唐外交であったとした。『隋書』倭国伝は 600 年から 608 年の外交であるが、『日本書紀』が記録する推古十五年（607）～推古二十二年（614）の出来事は実際には 12 年後の 619～626 年頃の対唐外交記録とみなされた。[3] こうして新たな視点から『隋書』倭国伝と『日本書紀』推古朝との矛盾を論じたのであった。

ここから、『隋書』の倭国・倭国の二国が別国として並立したという理解は乗り越えられたかに見られた。『日本書紀』推古紀は『隋書』の記録からおくれて約 12 年後のことを記録しており、年次の異なる両記事は対応しないものという理解になろう。とはいえ、依然として「倭国」「倭国」の別国論は論点の第二は撤回したものの、第一の『日本書紀』推古紀と『隋書』倭国伝との関係は「むずびつけられない」とされるにとどまった。

こうした中、この『隋書』の倭国・倭国別国説に対して千歳竜彦氏より批判がなされる。[4] 千歳氏は『隋書』の「倭国」と「倭国」の遣使記事の矛盾を検討し、この両者は同一の存在とみなすべき蓋然性がある一方、『隋書』に「倭国」とある記事と推古紀の記載は決定的に矛盾しているとした。古田氏の『隋書』中の「倭国」と「倭国」とを別国とみなして近畿一元説を展開する矛盾をつくものであった。倭国を別国とする根拠は『隋書』倭国伝の裴世清の帰国を 608 年と考えるもので、その史料的根拠は『日本書紀』推古十六年九月の「裴世清罷り帰る」にあるもので、倭国・倭国別国説の拠り所が批判された。古田氏はその反論においても「倭国」を「倭国内の地方権力」とみなして、あくまでも九州の倭国とは別の権力としてとらえた。[5]

この倭国・倭国別国説には二点の問題を指摘したい。第一に、「倭国伝」の「遂に絶つ」年次問題である。一般に「明年（大業四 608 年）」とすることを以て、「大業六 610 年」の煬帝紀の記事との齟齬とする。しかし、明年（608）年は裴世清が派遣された年であって、その後「倭国」の送使が裴世清とともに隋に到着し「方物を貢し」、その後「遂に絶つ」のであって、その年次は記されていないのが事実である。したがって、煬帝紀の大業六（610）年正月を「遂に絶つ」最後の遣使とする理解は『隋書』全体から得られる自然な理解といえる。こうして倭国は倭国と別の国とすることは、『隋書』から論証することはできないのであった。倭国と倭国の実体を異なるものとする見解は、実は『日本書紀』の記述から生まれるものであり、『法隆寺の中の九州王朝』での方法論の反省の不徹底を指摘せざるを得ない。

また第二に、新たな「十二年のずれ」説とともに倭国・倭国別国説をとろうとすると、新たな矛盾を生むことになる。推古紀の外交が対隋でなく対唐外交であったとすれば、『旧唐書』の外交との対応関係が問題になる。『旧唐書』では「日本国」を「倭国」の別種とし、七世紀までは「倭国」、702 年の遣使から「日本国」と書きわけている。『旧唐書』の倭国（倭国でなく）こそが「九州王朝」となろう。つまり、『法隆寺の中の九州王朝』の新たな論証を徹底させると、よ

り一層の困難に逢着するのである。『隋書』の「倭国」「倭国」の表記を以て別国説を説く論証の矛盾を指摘せざるを得ない。[6]

(2) 『隋書』の「倭」は何を意味するのか

『隋書』の中で確かに書き分けられている「倭国」であるが、明らかな別字であり、軽々に誤りとはできない。しかし、別字であることをもって直ちに別の実体であるとも判断できない。古田氏の「倭」の指摘以来、これまで研究者の言及もあったが、この国名が何を意味するかは未だに明らかになったとはいえない。なぜ倭国と記されたのか、軽薄な私見を述べ、ご批判を願いたい。

この倭と倭とは意味が違ふとされるが、また他方で倭と倭は通用する字でもあるという。[7] 古田武彦氏は『失われた九州王朝』で「多利思北孤の国書に直接もとづいている」とし、「大^{タイ}倭^キ国」の意味で、「倭」に似た文字を用いて「倭^{タイ}国」と表記したと考えた。これに対して加地伸行氏は「倭」の意味は「弱」であることを指摘したうえで、「『倭』『倭』ともに中華帝国が周辺国を見下したことに過ぎない」と批判した。[8] 別字であることは確かだが、一方音通する字としても扱われているのが事実のようだ。[9] この問題は、『隋書』における固有名詞の表記の問題として考えてみたい。

まず、両字の字義から見ておこう。倭は『説文解字』で「順貌、从人委聲」〔順なる貌^{すがた}、人に従い、委の声〕とある。従順な人々のようだ。しかし、「倭」の意味は11世紀の『集韻』、18世紀の『康熙字典』には「弱也」とある。この意味からすると「倭国」を軽んじるため、「倭」が用いられたかにも思われる。もし「自署名」とすると、相当に謙遜した表現になろう。実際、高麗伝に興味深い謙遜表現が見える。598年に高句麗が靺鞨の万余騎を率いて遼西(郡)に攻撃をしたのに対して、高祖は水陸両面から高句麗を討伐させた。高句麗王は謝罪のため使者を遣わし、「遼東糞土の臣元、云々」と上表をした。「臣元」とは『三国史記』高句麗伝の嬰陽王(諱元)をいう。非常に卑下した表現で許しを請うたとみられる。しかし、「日出処天子」を自称する王には卑下し謝罪する理由は見当らない。このように自ら「倭」名をのる必然性がない。しかも『後漢書』の「倭奴国」を「倭奴国」としていることから倭と同一実体の言い換えであることは明白であるといえよう。この場合、漢字の意味から故意に低く評価するために行われたと考えられるが、そのような類例がみられるのだろうか。

(3) 煬帝の名と隋の国名

「煬帝」という名が唐代の追諡で悪帝からくる命名であることはよく知られている。煬帝の「煬」は楊姓の「楊」と似た字であるが異なる字義がある。『説文解字』によれば、「煬、炙燥也。从火易聲」〔煬、炙^{あぶり}燥^{かわ}かすなり。火に从い易の声。〕とある。また、『逸周書』の「諡法解」によれば「去禮遠眾曰煬。好内遠禮曰煬。好内怠政曰煬。肆行勞神曰煬。とあり「煬」は〔礼を去り衆を遠ざく。内を好み礼を遠ざく。内を好み政を怠る。行いを肆^{ほしいまま}にし神を勞す。〕と説明されている。「内を好む」とは妻妾・姫侍に恋を貪る、というもので、いずれをとってもありがたくない名前である。そもそも隋は自らが滅ぼした陳王朝の最後の君主・後主に「煬」という諡号を与えていたことから、名前の悪意は疑いようがない。

そればかりか、隨・隨・隋・隋など表記が一定しない隋の国名自体も興味深い変遷を経ていることが、高橋継男氏により明らかにされている。[10] 古くからの「文帝改隨」説と、これに対して（一）隋唐代は隨・隨通用・互用され定制はなかったという説、（二）隋代は隋、初唐に隨、中唐に隋に変化したとする説が対立していたという。氏は2013年に煬帝の墓誌が発見され、そこに「隨」という国名が記されており、国名問題に関心が高まるなか、隋唐代の石刻、文書、鈔本などの原資料から網羅的に調査をしたという。その結果、隋代全期間を_レ（しんにゅう）の有無で区別して集計すると、_レなしの隋約94%、_レありの隨は約6%、唐朝の武徳年間（618～626年）も同じ傾向を引き継ぐ。しかし、太宗期（626～649年）になると状況は一変し、_レなしの隋約14.5%で_レありの隨は約85.5%と逆転するという。この太宗の即位後の変化について、唐の湛然の『止観輔行伝弘決』に以下のようにあるという。

諱堅、後即帝位、因號隋國。隋字、「玉篇」加工者、待過反。字本無走、唐祚既興、謂隋已走、是故加之。

意識によれば、「楊堅は即位して隋国と号した。この隋字には本より走（_レ）が無かったが、唐朝が興って、隋は已に走（去、往の意）ってしまったので、隋に走（_レ）を加えたのである」という。このように、唐の太宗期に_レを加え「隨」とされるのは隋が減んだことを意味するものであった。こうした調査による変化の事実、加えてその変化の根拠となる文献によって、初唐期の唐朝の意図により「隋」から「隨」への変化があったのであった。『説文解字』の「隨」を確認すると、「从也。从辵、[土隋]省聲。」とある。「走（_レ）に从う」という意義が作用している。当時の史官たちは『説文解字』の記述をよく知っていたはずで、_レの有無がもたらす隨と隋の字義の差をふまえてのものであった。

初唐期、木偏を火偏に変え楊を煬とし、「煬帝」と侮蔑的な命名がなされ、「隋、已に走る」ことから「隋」を「隨」とし、故意の改変をほしいままにするような仕事ぶりからすれば、「無礼」な東夷の王の名の字義をもてあそび、それにふさわしい号を与えるのは当然であったに違いない。こうした経緯の改変であったため、いつしか「隨」も「隋」に戻され、「倭国」も「倭国」に戻されたというのが真実に近いのではないか。

（4）「倭国王姓阿每字多利思北孤」の不思議

さらに、国王である「多利思北孤」の名前の字を考えてみたい。多利思北孤は男性の呼称である「ヒコ」が本来の名と考えられ、一般に「比孤」と校訂される。確かに当時の倭人名として自然であるのは事実だが、何故、北とあったのか、十分納得できる説明はなされていない。しかし、両字の意味の違いを手がかりに考えてみたい。『説文解字』によれば以下の様である。北は「乖也。从二人相背。凡北之屬皆从北」〔乖_{そむ}くなり。二人相背くに从_{したが}う。凡そ北の属皆な北に从う。〕また、比は「密也。二人為从、反从為比。凡比之属皆从比。」「密なり。二人は从_{したが}うを為す、从うは反りて比と為す。凡そ比の属皆な比に从う。〕「密」の『説文解字注』によれば「其の本義は相い親密を謂うなり。」とあり、北と比はたった一角のわずかな長さの違いにより、人の向きが変わり、正反対の意味になる。「比孤」であれば親密な諸侯の意となろうが、「北孤」なら背く諸侯となり、ただならぬ存在になりそうだ。

この「北孤」は自署名との意見もある。確かにその可能性もあろう。しかし、同じく天子を自

称した突厥の沙鉢略可汗は必ずしも自署名で記されていない。

沙鉢略遣使致書曰、「辰年九月十日、從天生大突厥天下賢聖天子、伊利俱盧設莫何始波羅可汗致書大隋皇帝…

つまり、突厥伝では一貫して「沙鉢略可汗」として登場するが、本人の「致書」の正式名は同じくイシュバラ可汗の漢字音である「始波羅可汗」なのである。自署名が重視されるとは限らない。

[11] また、「北」の字義は「天子南面」とも相性がよくない。自署とする根拠が見当たらない。

さらに、従来指摘されていない「姓」の字にも注目してみたい。偏は本来女偏であるが、百衲本の影印によれば、なべぶた型のけいさんかんむりの下に「父」と記されているかにみえる。(右写真参照、倭国伝)百衲本は最も古い「元大徳刊本」九年(1305)の景印本である。「姓」とは『説文解字』によれば、「人所生也。古之神聖母、感天而生子、故稱天子。」〔人の生まれる所なり。古の神聖(人)の母、天に感じて子を生む、故に天子と称す。〕とある。本来の天子は「母」の子であるが故に「天子」であり、それ故に「姓」という字は「女偏」でなければならないのである。百衲本『隋書』には四百数十か所の「姓」があるが、同じ字は確認できない。そうすると、この百衲本の姓の字は一体何を意味するのか。夷蛮でありながら天子を自称する王を敢えて「父」を用いた「変形字」を用いた可能性が浮かぶ。『隋書』突厥伝では天子自称の沙鉢略可汗が隋の徳化により臣下を自称するまでに変わった経緯が描かれていた。一方、倭国伝の「阿毎・多利思北孤」はその後に、再び天子を自称する夷蛮国として登場している。こうした天子自称の王を故意に「父」を含む変形させた字が用いられたのではないだろうか。百衲本の影印一点を根拠とするものでおのずと限界はあるが、何らかの意図を込めたものと考えた。

さらに『隋書』だけが「邪靡堆」と「非」を加えた同音「靡」を用いているのも同じ意図といえよう[12]。「靡」は『説文解字』によれば、「披靡也。从非麻聲。」〔披靡^{ひび}也。非に从い、麻の声。〕「披靡」とは草木などが風に吹かれてなびき伏すこと。また、軍隊が負けてちりぢりになることをいう。『隋書』の四か所の「披靡」の用例はすべて「軍隊」の敗北に関するものであり、『隋書』が「邪靡堆に都す」と「靡」を用いるのは、音は「麻」で従来通りの音だが、字義に「非」を加え、軍隊が敗北する意味を含ませようとする考えによるものであることがわかる。これまで、「邪靡〇」という音の可能性をもってその所在地を探してきた方法は畢竟虚しく、『三国志』『後漢書』と同一の場所とする以上ではなかった。

固有名詞に対して故意の改変がなされた可能性を見てきた。天子自称の東夷の「倭国」は「倭国」と軽んじられ、その王「多利思比孤」は「多利思北孤」とその本質的性格を指弾され、しかもその「姓」の女偏を「父」に改変し蔑まれ、その都「邪麻堆」は「邪靡堆」と記され、戦いに敗れる都と侮られたのではなかったか。[13] これらは東夷の王の如きが天子を自称するが故の漢字の改変であり、本来の儒教の統治理念から非難されるべきという大義名分のもと、『説文解字』の説く字義の知識を前提としてなされた改変であった。

倭王姓阿毎字多利思北孤

第四章 注

- [1] 『失われた九州王朝』(1973年)
- [2] 『法隆寺の中の九州王朝』(1985年3月)第三部第四章「推古朝の対等外交」
- [3] 先書に先立ち、この問題は「日本書紀の史料批判」(東北大学文学部『文芸研究』95集1980年9月)にて明らかにされた。
- [4] 千歳竜彦『『日本書紀と『隋書』』(『市民の古代』第八集1986年11月)
- [5] 古田武彦「古典研究の根本問題——千歳竜彦氏に寄せて」(『古代は沈黙せず』1988年6月)
- [6] 『法隆寺の中の九州王朝』第五部第一章の「倭国の正体」の項で『隋書』と『旧唐書』の、「両期の『倭国—倭国』が同一国であること、それは万に一つも、疑いはないであろう」とする。『隋書』帝紀の倭が唐代のこととすれば、『隋書』の倭と倭も同一国になるのである。
- [7] 中華書局版『隋書』は百濟伝の校勘記で「倭」に関して記す。「其人雜有新羅高麗倭等 「倭」原作「倭」。按・古從「委」和從「妥」的字、有時可以通用。如「桜」或作「倭」、「倭」或作「倭」。「倭」應是「倭」字的別體。本書煬帝紀上作「倭」。本卷和他處作「倭」者、今一律改為「倭」。
- [8] 加地伸行「邪馬『台』国」(『日本歴史』1976年3月号)なお、ここでは古田氏の「邪馬臺国の史料批判」(松本清張編『邪馬臺国の常識』所収、昭和四十九年、毎日新聞社)に対して論じられた。
- [9] 坂本義種「『隋書』倭国伝を徹底して検証する」(『歴史読本』1996年12月号)、これによれば「倭」と「倭」との関係について、現在は音も字義も違う別字とする。一方で「裴駰の『史記集解』に「徐広曰く、一に倭に作る」とあり、司馬貞の『史記索隱』には「倭は音は人唯の反し。一に倭に作る。音は同じ」あるという。同じ音は不明なところもあるが、唐代の学者が「倭」と「倭」を同音と指摘していることから両字の音通を説いている。明らかに別字で音も字義も違っているとしつつも、両字の音通の可能性も指摘している。
- [10] 高橋継男「唐初における国号〈隋〉字の字形変化——〈煬帝墓誌〉の発見によせて——」(『アジア文化研究所研究年報』49号2014年)
- [11] 『騎馬民族史2 正史北狄伝訳注』(東洋文庫・平凡社1972年)によれば「この称号はもちろんテュルク語を音写したもの。突厥カガン号のチュルク語原義はまだ全部明らかではないが、バガ bagha とイシュバラ ishbara はともに「勇健」を意味すると、同時代の中国人が言っている。沙鉢略と始波羅とはイシュバラを両様に写したにすぎない。」とする。(p43~)
- [12] 坂本義種[2]同上書では「都於邪靡堆則魏志所謂邪馬臺者也」をあげ、『北史』の諸本が「邪靡堆」とするのに対して、『隋書』は「邪靡堆」とする点を疑問にあげる。
- [13] 『隋書』(636年)以降「邪靡堆」の「堆」が登場している。『後漢書』の「邪馬臺國」への李賢注(676年)は「邪靡惟」であり、『太平御覽』(983年)の「邪馬臺國」の音も「邪靡惟」であった。「臺」の音注は「惟・維」という一群が後世まである一方で、『隋書』を嚆矢とする「堆」とがあった。(古代史セミナー2020 大墨報告参照)、つまり本来「惟・維」(ヤマイ)と呼ばれていたが、『隋書』から「邪靡堆(ヤマタイ)」と改変されたとみることができる。

第五章 『隋書』の倭国と『日本書紀』推古朝

(1) すり合せできない外交記録

『日本書紀』は『隋書』の外交記録を十分承知したうえで、編纂されたものと考えてきた。その編纂にあつては中国史書や百済系三書などを活用しながら、東アジアの歴史と整合性のある歴史書の形を作った。例えば神功皇后紀では、「三十九年。是年、太歳己未。魏志に云はく」とか、「六十六年。(中略)晋の起居の注に云はく、武帝の泰初の二年の十月に、倭の女王、訳を重ねて貢献せしむという。」とした。このように中国史書を直接引用して、記述に客観性を持たせてきた。こうした作業を636年成立の『隋書』において行うことに何の困難もなかったはずである。また、引用史料にくい違いがあつたとしても、継体天皇の崩日のように「二十八年」とする「或本」と、「二十五年」とする「百済本紀」をともに記し、「後に勘校へむ者、知らむ」と謙虚な編集姿勢をみせていた。名称などの不明な人物も多く、応神紀以降「未だ詳ならず」としてきたし、雄略紀以降「名を闕らせり」と何度となく記してきた。その誠実さが書紀の編集に確認できるのもまた事実である。したがって、『隋書』も同様に扱い、外交記録の齟齬にふれることはいくらかでも可能であつたといえよう。しかし、あからさまな食い違いは放置された。

これまで見たように『日本書紀』は『隋書』とは対照的な性格を持つ外交記録であることを十分承知していた。『隋書』の倭国王の外交を天皇の外交記録とすることを意図的に拒み、隋に対して「対等外交」を繰り広げ、隋の不興を買ったのは我々ではないという事実を問わず語りに表明しているのではないだろうか。開皇二十年の記録が記載されていないこと、大業三年の多利思比孤の「天子」「致書」「無恙」と記された国書が見えないこと、「文林郎裴清」が「宣諭」に訪れたことが見えないこと、これらは朝廷が預かり知らなかったのではないか。そして、『日本書紀』が記す限りの外交記録が、朝廷が関与した記録であつたと考えざるを得ない。

(2) 『隋書』と『日本書紀』それぞれの派遣回数

これまでの「遣唐使」の派遣回数の研究史は、二つの史書の外交記録を同じ事実とする前提に立って、記録をすり合わせ回数を考えてきたものであつた。敢えて整合させることから、3回、4回、5回、6回と論じられてきた。今はその方法自体が問われねばならない。それぞれ対等外交の「倭国伝」の王・多利思比孤の遣使と、臣属外交の性格を持つ『日本書紀』の倭皇の外交はそれぞれが別々に行われたものであつた。

まずは『隋書』の記録から確認しよう(表1参照)。煬帝紀には①大業四年(608)三月「遣使して方物を貢す」、②大業六年(610)正月の「遣使して方物を貢す」の2回記録される。帝紀の記録であること、端的に朝貢年次が記されていることから、確実な記録と評価したい。また、倭国伝には㊦開皇二十(600)年、㊧大業三年(607)年、㊨裴世清帰国に随った朝貢(?年)、以上3回の遣使が記録されている。こうして倭国伝600年(㊦)、倭国伝607年(㊧)、煬帝紀608年(①)、倭国伝?年(㊨)、煬帝紀610年(②)の五か所が確認できる。ここで従来から問題とされてきたのは、「遂に絶つ」のが大業四年(608)とすると、その後の大業六年(610)遣使との矛盾である。しかし、「明年」とは煬帝が派遣を命じた608年である。その後裴世清が倭国に到着し、倭王と面会し、帰国に際して倭国の遣使を同道したとあるが、これらの帰国の正確な年次は特定できない。大業六年610正月を最後とする「遂に絶つ」とすれば矛盾はない。[1]

このように、『隋書』が記す年次の確かな記録は600年、607年、608年、610年の4回とみなすことができる。一方、『日本書紀』の「倭皇」の朝廷は推古十五年(607)、推古十六年(608)、推古二十二年(614)の3回の遣使を派遣したという記録であった。これらの遣使は『隋書』のそれと共通する要素はないのであった。もちろん『日本書紀』の記録には年次のズレ、記録の重複があり、虚構とする批判も根強い。推古朝の3回の遣使への史料批判はここでの課題とはしなかった。

この派遣実体をめぐる問題は日本古代史の難問であり、二つの外交の違いは目を背けることができない問題であった。津田左右吉の指摘は既にみた。漢籍も重視して合理的な解釈をめざした新井白石も以下のように見ていた。

隋の煬帝大業三年倭國王朝貢す。其書に日出處天子致書日没處天子と志るせし由見えたるは本朝推古天皇の御時のことなり。但し本朝の國史に載られし所は彼國史に志るせし所とは同じからず。日本書紀には(中略)其書に皇帝問倭皇と志るされし由見えたり。(句読点は筆者による。)[2]

「日出處天子致書日没處天子」と「皇帝問倭皇」とが「同じからず」と、中国歴代の史官の書式を基準にして評価していることは注目したい。こうした認識にもかかわらず、白石は年次が共通することをもって「本朝の国史」と判断した。白石の書式に関する深い見識にもかかわらず、本朝の国史の枠の中に留まる「合理的思考」が判断を曇らせたかにみえる。こうして中国史書と『日本書紀』との多くの齟齬を解くことができないまま、整合の道を進んできた。その一方で、開皇二十年(600)の遣使を「西の辺なるものしわざ」とした宣長、それを支持した坂本太郎氏についてはふれた。また、古田武彦氏が倭国を九州に都した「九州王朝」としたのも、実体問題を発展させたものであった。こうした朝廷とは異なる権力実体を想定した歴史像は議論の俎上にのせられることなく、その実証的な研究は多くの課題を残している。戦後の日本古代史学は『日本書紀』に対する厳密な史料批判を課し、大きな発展をみた。『日本書紀』が記録しない記事を『隋書』で補うという方法をこえ、新たな段階の『日本書紀』の史料批判が求められている。

第五章 注

- [1] 高橋善太郎「遣隋使の研究—日本書紀と隋書との比較—」(『東洋学報』33巻3・4号1951年10月)。倭国伝の「此後遂絶」を「六年の遣使(四年の遣使ではなくて)を最後として倭国との国交が絶えたことを説明している」とし、帝紀と倭国伝の矛盾を解いた。
- [2] 新井白石『殊号事略』、正徳元年(1711)書式に関する見解を將軍家宣の下間に応じて進呈したとされる。